

# 市道・市管理河川等ボランティア推進事業のお手続きの流れ

※継続団体とは 前年度において本事業で活動した団体を指します。



◆ 事務手続き簡素化のため、継続的に本事業に参加し活動している団体は、活動団体認定申込書による申請を省略できるよう見直しをしました。（認定書の交付もありません）

下記の⑤項目について変更がある場合のみ別紙(付表)に変更箇所を記入し、

補助金交付申請書（様式第1号（第5条関係））と一緒に提出してください。

①活動しようとする範囲が変更となる場合（延長が増減する場合や、清掃力所の追加等）

②基本型・付加型を変更する場合

③活動頻度が変更となる場合

④参加者数が変更となる場合

⑤保険に関する項目

◆ 令和3年度より原則として実績報告提出後に補助金のお支払としています。

やむをえない事情で概算払が必要な場合は建設課管理係までご相談をお願いします。

問合先：☎0869-64-1833 建設課 管理係 ボランティア担当まで